





平成29年1月17日


秋田市長 穂積 志 様


企業組合 秋田北部清掃興業
理事長 長 崎 雄 二 

五大産業株式会社
代表取締役 笹 令 

有限会社 秋田衛生社
代表取締役 篠 田 和 夫 

秋田環境システム株式会社
代表取締役 鎌 田 茂 

有限会社 千秋産業
代表取締役 鎌 田 義 弘 

株式会社 河辺清掃社
代表取締役 戸井田 喜美雄 

陳 情 書

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃から私ども一般廃棄物処理業者の事業運営に対しまして、特段のご理解、ご協力をたまわり、厚くお礼申し上げます。

さて、私ども一般廃棄物処理業者は、昭和29年の廃掃法施行以来、市町村の固有業務である、し尿収集運搬業務等を市町村の許可を得て、地域住民の公衆衛生の向上、生活環境の保全の一翼を担いながら、市の行財政運営に対し永年にわたり貢献してまいりました。



市民生活の根幹を支えてきた私たちは、高度成長期における都市の発展と、生活様式の多様化によりその業務量は昭和63年度、124,368キロリットルのし尿収集量をピークとして、それ以降は年々減少を続け、直近の平成27年度はピーク時の15%、18,687キロリットルとなっています。この収集量は平成20年度の61%で7年間に約4割の減少となります。

私たち収集運搬業者は、このような都市化の進展、特に下水道等の普及に伴う業務量の減少に苦しみながらも市民の要請に応えるため、従業員の削減や減車などの企業努力を重ねながら業務を続けてまいりました。

この間秋田市当局からは定期収集、定額制料金の導入や定期的な料金改定など数々の施策を展開しながらくみ取り量減少に対応し、さらには、国の「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に対する特別措置法」の趣旨に沿ってゴミの収集業務を委託するなど、私たちの経営基盤安定に向けたご支援をいただいております。

しかしながら、先に述べましたとおり本来業務であるし尿くみ取り業務は、減少の一途をたどっており、ゴミの収集業務も、家庭ゴミ有料化をはじめとする減量作戦が大きな成果を上げている現状を見ると将来的に収集運搬業務の拡大は極めて困難なものとして推測しております。

さらにくみ取り料金についても特に秋田地区においては、平成12年以来平成23年の2.3%の改定のみ（消費税率に伴う改定を除く。）となっております。加えて来年以降の消費税率引き上げにより便乗値上げを指摘されるような料金改定も簡単にはできない状況であり今後の事業運営に大きな不安を抱かずにはられません。

私たちは、市民生活に欠くことのできない廃棄物処理業務に、誇りと使命感をもって取り組んでまいりました。今後もこの姿勢を貫きながら市政の一助となるべく努力する所存でございます。

つきましては、この間の諸事情をご賢察いただき、下記について特段のご配慮を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

記

1. し尿くみ取り料金の定額制を廃止し、従量制に移行すること
2. し尿くみ取り料金の値上げをすること

1. し尿くみ取り料金の定額制を廃止し、従量制に移行すること

【改定理由】

①定期収集による定額制の限界

定期収集による定額制の前提条件は「し尿くみ取りの定期収集についてのお願ひ（昭和60年7月秋田市環境保全部業務課作成）」による。

◎定期収集について

「秋田市が定めた収集計画に従い、一般家庭の汲み取りを定期的に軒並みに行う」ことになっているが、秋田市は収集計画を定めていない。また、現在では広範囲に点在している個所を定期的に「軒並み」に収集することは考えられない。

◎定額料金について

「1人1カ月の排出量が、ほぼ一定していることを基本としていますので、その世帯構成人員によって、毎月決まった料金とする制度です」となっているが、その世帯構成人員が明確になっていない。秋田市の固有業務であり、秋田市からの世帯構成人員の情報提供がなければ対応できない。

◎料金算定の基準について

「前月の1日現在の世帯構成人員を基準として料金をいただく」ことになっているが、現状では個人情報保護法等により業者が世帯構成人員を把握することには限界がある。

◎従量制料金について

「一般家庭は原則として定額料金を適用します」となっているが、世帯構成人員が明確でない場合は従量制料金となっている。

②毎月定期的収集の見直し

1業者の毎月定期収集を行う世帯では1人世帯の割合は32.3%、2人世帯の割合は40.4%で合わせて72.7%と全世帯の約3/4であり、1世帯の平均世帯人員は2.08人である。

毎月定期収集を行う世帯の調査（平成28年4～6月の3ヵ月間）を行ったところ、収集量は平均で1人世帯は便槽の16.0%、2人世帯は28.2%であり2～3ヵ月に1回の収集でも問題のない収集量であった。

従業員の削減や減車などのためにも秋田市指導要綱第4条第1項による「毎月1回定期的に収集する」を「定期的に収集する」と改正し収集の効率化を図る必要がある。

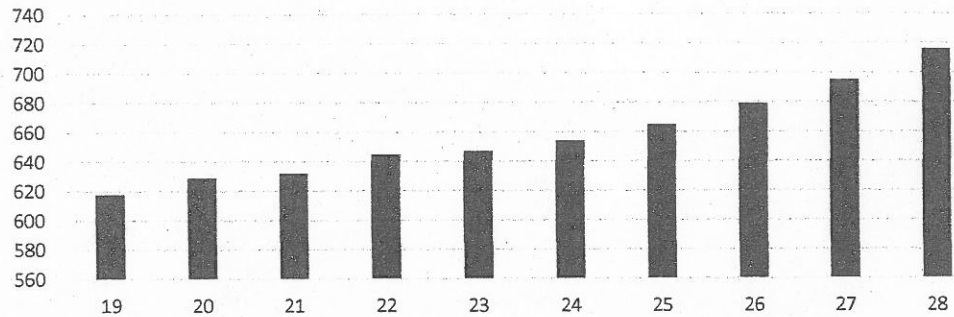
以上①②等の理由から、秋田市が定めた定額制の前提条件が現状と合わなくなっているため定額制を廃止し、従量制に移行する等新たな料金制度体系の見直しが必要である。

【改定時期】

し尿くみ取り料金の値上げと同一時期（平成29年9月1日）の改定を望む。

最低賃金（時給）

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
賃金（円）	618	629	632	645	647	654	665	679	695	716
割合（％）	100	102	102	104	105	106	108	110	112	116



使用車両（浄化槽専用車両を含む）

平成28年4月1日現在

使用年数	1～4	5～7	8～10	11～13	14～16	17～19	20～	合計
台数	6	8	5	2	6	6	2	35
内訳(台)	2年-2	5年-2	8年-1	12年-1 (1)	14年-3	17年-4(2)	20年-1(1)	中古車 1
	3年-3	6年-3	9年-2	13年-1	15年-2(1)	18年-1	22年-1(1)	タンク更新 6
	4年-1	7年-3	10年-2		16年-1	19年-1(1)		平均年数10, 1

※（ ）内はタンク更新、○は中古車。いずれも内数

計欄の平均年数は、加重平均により算出した平均年数

従業員（運転手＋作業員）の平均年齢（事務員を除く）

平成28年4月1日現在

業者名	環境システム	秋田衛生社	千秋産業	北部清掃	五大産業	河辺清掃社	合計
人数	7	8	4	10	11	4	44
平均年齢	47	56	50	57	54	58	54

合計欄の平均年齢は、加重平均により算出した年齢

2. し尿くみ取り料金を値上げすること

【改定理由】

①業務量の大幅な減少

公共下水道等の普及に伴いし尿収集量は直近の平成27年度実績でピーク時（昭和63年度）の15%に減少、平成20年度に比べて約4割減少していること。このまま推移すると平成30年度には、ピーク時の約1/10となる。また、平成20年度に比べると約6割の大幅な減少となる。（FORECAST関数により推計）

②改定率の低さ

料金改定は、平成17年度以降6年ぶりに平成23年4月1日に改定されたが、その際のアップ率は2.3%という低率であった。これは、平成21年10月秋田市環境部向浜事業所作成「し尿収集量予測と年度別原価計算の試算」により「平成23年度は約10%の改定率が見込まれる」との試算を大きく下回るものであり、経営維持に十分なものとは思えないものであった。今回の改定率は、20%以上は必要と考える。

③消費税への対応

平成26年4月1日の消費税率改定の際には、税率アップ分のみ上乘せされただけで、料金改定は、経営側が負担する経費（車両購入費や車両点検整備費等）の消費税率のアップ分（5→8%）が基本額に反映されていない改定であった。今後も消費税率のアップ（8→10%）が予定されている。

④最低賃金の上昇

平成28年度最低賃金は時給716円で、10年前の平成19年度618円から約16%上昇している。3Kといわれるこの業界で、平均年齢が54歳と高齢な従業員に代わる雇用確保や雇用維持が厳しい状況にある。加えて1人前の収集技術を会得するまでに最低2～3年程度が必要である。そして作業手順や周囲の状況等を確認しながらの収集業務を遂行するには5年程度が必要であるため、適正な賃金や給料等のアップは不可欠である。

⑤新規車両への更新

事業運営に必要なし尿くみ取り車両の新規購入には1,000万円近くの費用が必要である。法定耐用年数は4年であるが、10年以上更新せずに使用し続けている車両は18台で、全車両（35台—平均使用期間は10.1年）の51.4%であり、タンクやエンジンの更新等に対応をしているのが現状である。

【改定率】

上記①～⑤により20%以上は必要と考える。

【改定時期】

業務経営にとって重要課題で喫緊の対応が必要であることから、検討委員会の審議期間や市民への周知期間等を考慮しても平成29年9月1日までに改定を望む。

添 付 資 料

年度別業者別し尿収集量調べ

単位kℓ

年度	五大産業	北部清掃	環境システム	衛生社	千秋産業	秋田地区計	雄和・河辺地区計	合計
S57	34,361	24,138	20,275	16,809	9,207	104,790	5,085	109,875
S58	34,263	23,656	20,095	16,083	8,706	102,803	5,070	107,873
S59	34,375	24,935	20,638	15,542	8,439	103,929	5,733	109,662
S60	35,344	27,162	21,928	17,007	9,318	110,759	5,981	116,740
S61	34,851	27,873	21,188	18,448	9,223	111,583	6,231	117,814
S62	35,982	28,457	22,015	17,602	9,556	113,612	6,384	119,996
S63	35,601	29,794	24,936	17,499	9,712	117,542	6,826	124,368
H01	35,338	29,842	25,046	16,949	9,645	116,820	7,031	123,851
H02	34,354	31,601	25,110	15,964	9,487	116,516	7,423	123,939
H03	33,198	30,259	25,108	16,307	9,972	114,844	7,725	122,569
H04	31,418	27,762	24,496	17,022	10,024	110,722	8,076	118,798
H05	31,007	29,567	24,332	16,288	10,214	111,408	8,207	119,615
H06	26,725	26,961	23,089	14,982	10,038	101,795	7,651	109,446
H07	24,444	26,041	23,549	14,764	10,379	99,177	7,849	107,026
H08	22,016	22,688	22,265	14,464	9,921	91,354	7,406	98,760
H09	19,087	21,386	20,656	13,572	9,383	84,084	6,893	90,977
H10	16,714	19,281	19,171	12,606	8,861	76,633	6,622	83,255
H11	13,627	15,718	17,635	10,978	8,202	66,160	6,036	72,196
H12	11,531	14,023	16,345	9,748	7,577	59,224	5,919	65,143
H13	10,124	12,933	15,218	8,730	6,991	53,996	5,650	59,646
H14	8,836	11,920	14,655	7,834	6,544	49,789	4,877	54,666
H15	7,909	10,710	12,980	7,370	5,926	44,895	4,575	49,470
H16	7,185	9,843	11,279	6,885	5,455	40,647	4,287	44,934
H17	6,689	9,162	9,768	6,339	4,863	36,821	3,666	40,487
H18	6,213	8,527	8,568	6,008	4,379	33,695	3,574	37,269
H19	5,616	8,039	7,947	5,585	3,825	31,012	3,168	34,180
H20	5,057	7,558	※6,972	5,037	3,437	28,061	2,572	30,633
H21	4,961	7,310	6,428	4,677	3,344	26,720	2,424	29,144
H22	4,642	6,819	5,652	4,114	3,083	24,310	2,390	26,700
H23	4,456	6,377	5,311	3,669	2,939	22,752	2,235	24,987
H24	4,041	5,812	5,011	3,343	2,792	20,999	2,127	23,126
H25	4,099	5,200	4,859	3,170	2,782	20,110	2,220	22,330
H26	3,796	4,626	3,967	2,798	2,565	17,752	1,981	19,733
H27	3,605	4,340	3,752	2,479	2,455	16,631	2,056	18,687
H28								

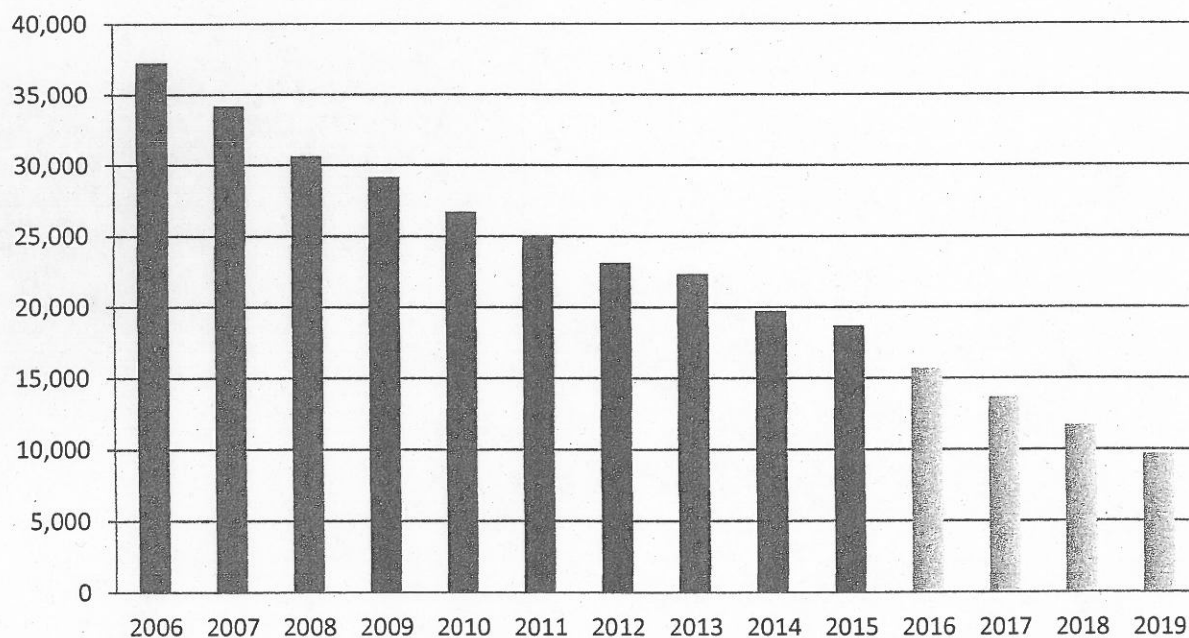
※数量不明のため検討書p4[年間収集量の推移]の合計より算出した数値としました。

年度別し尿収集量の推移

年度	収集量(kℓ)	備 考
1988 (昭和63年度)	124,368	ピーク時 100%

年度	収集量(kℓ)	ピーク時に対する割合(%)	20年度に対する割合
2006 (平成18年度)	37,269	30.0	
2007 (平成19年度)	34,180	27.5	
2008 (平成20年度)	30,633	24.6	20年度 (100.0)
2009 (平成21年度)	29,144	23.4	20年度に対する割合 (95.1)
2010 (平成22年度)	26,700	21.5	20年度に対する割合 (87.2)
2011 (平成23年度)	24,987	20.1	20年度に対する割合 (81.6)
2012 (平成24年度)	23,126	18.6	20年度に対する割合 (75.5)
2013 (平成25年度)	22,330	18.0	20年度に対する割合 (72.9)
2014 (平成26年度)	19,733	15.9	20年度に対する割合 (64.4)
2015 (平成27年度)	18,687	15.0	20年度に対する割合 (61.0)
2016 (平成28年度)	15,691 ※	12.6	
2017 (平成29年度)	13,693 ※	11.0	
2018 (平成30年度)	11,695 ※	9.4	20年度に対する割合 (38.2)
2019 (平成31年度)	9,697 ※	7.8	

※過去10年(平成18年から平成27年まで)の実績をもとに推計した値です。



し尿くみ取り料金改定の推移

改定年月日	改 定 内 容
昭和29年12月20日 (4/1清掃法施行)	180ℓ当たり 4月～11月 100円 12月～3月 125円
昭和36年8月1日	180ℓ当たり 4月～11月 150円 12月～3月 170円
昭和38年10月10日	180ℓ当たり 4月～11月 220円 12月～3月 260円
昭和44年11月1日	180ℓ当たり 270円
昭和47年8月1日	180ℓ当たり 320円
昭和49年2月1日	180ℓ当たり 450円
昭和50年4月21日	180ℓ当たり 660円
昭和52年11月1日	180ℓ当たり 840円
昭和57年9月1日	180ℓまで1,050円 超える18ℓごとに105円加算
昭和60年7月1日	定額制：1人につき月額270円 従量制：180ℓまで1,050円 超える18ℓごとに105円加算
平成元年4月1日 (消費税率3%)	定額制：1人につき月額278円 従量制：180ℓまで1,081円 超える18ℓごとに108円加算
平成2年6月1日	定額制：1人につき月額333円 従量制：180ℓまで1,308円 超える18ℓごとに130円加算
平成4年7月1日	定額制：1人につき月額358円 従量制：180ℓまで1,404円 超える18ℓごとに140円加算
平成6年7月1日	定額制：1人につき月額387円 従量制：180ℓまで1,520円 超える18ℓごとに151円加算
平成8年7月1日	定額制：1人につき月額416円 従量制：180ℓまで1,632円 超える18ℓごとに162円加算
平成9年4月1日 (消費税率5%)	定額制：1人につき月額424円 従量制：180ℓまで1,664円 超える18ℓごとに165円加算
平成10年7月1日	定額制：1人につき月額467円 従量制：180ℓまで1,833円 超える18ℓごとに182円加算
平成12年7月1日	定額制：1人につき月額489円 従量制：180ℓまで1,918円 超える18ℓごとに191円加算
平成17年1月11日	[秋田地域] 定額制：1人につき月額489円 従量制：180ℓまで1,918円 超える18ℓごとに191円加算 [河辺・雄和地域] 従量制：180ℓまで1,050円 超える18ℓごとに105円加算
平成18年4月1日	[河辺・雄和地域] 従量制：180ℓまで1,267円 超える18ℓごとに126円加算
平成19年4月1日	[河辺・雄和地域] 従量制：180ℓまで1,484円 超える18ℓごとに148円加算
平成20年4月1日	[河辺・雄和地域] 従量制：180ℓまで1,701円 超える18ℓごとに170円加算
平成21年4月1日	[河辺・雄和地域] 従量制：180ℓまで1,918円 超える18ℓごとに191円加算
平成23年4月1日	定額制：1人につき月額501円 従量制：180ℓまで1,963円 超える18ℓごとに196円加算
平成26年4月1日 (消費税率8%)	定額制：1人につき月額516円 従量制：180ℓまで2,019円 超える18ℓごとに201円加算

業者別従業員数及び使用車両台数調べ

昭和63年

業者名	従業員数		車両台数			記事
	事務員	運転手	小型 ~1.8kℓ	中型 ~2.7kℓ ~3.7kℓ	大型 ~10.0kℓ	
環境システム			20	1	8	12
衛生社			16		6	9
千秋産業			11		1	6
北部清掃興業			25		4	15
五大産業			21	1	6	11
合 計			93	2	25	52

従業員数は、事務員・集金員を除く

業者別従業員数及び使用車両台数調べ

平成5年

業者名	従業員数		車両台数			記事
	事務員	運転手	小型 ~1.8kℓ	中型 ~2.7kℓ ~3.7kℓ	大型 ~10.0kℓ	
環境システム	3	10	23	1	8	12
衛生社	3	8	17		6	9
千秋産業	2	6	10		2	6
北部清掃興業	3	18	29		6	15
五大産業	3	16	22	1	8	12
合 計	14	58	101	2	30	53

業者別従業員数及び使用車両台数調べ

平成10年

業者名	従業員数		車両台数			記事
	事務員	運転手	小型 ~1.8kℓ	中型 ~2.7kℓ ~3.7kℓ	大型 ~10.0kℓ	
環境システム	3	9	21	1	8	12(1)
衛生社	3	6	13		7(2)	9(4)
千秋産業	4	5	11		2	5(1)
北部清掃興業	3	16	26	4	9(2)	15(2)
五大産業	2	17	20	1	7(2)	11(4)
合 計	15	52	80	2	33(6)	52(12)

()は浄化槽専用台数

業者別従業員数及び使用車両台数調べ

平成15年度

業者名	従業員数				小型			中型			大型	車両台数 計	記事 ()は浄化槽専用台数
	事務員	運転手	作業員	計	~1.8kℓ			~3.7kℓ			~10.0kℓ		
環境システム	3	6	6	15	1		7(2)		2(1)	10(3)			
衛生社	3	12	3	18			7(4)			8(4)			
千秋産業	3	4	1	8			2			5			
北部清掃	3	25	4	32			3	9(2)	2	14(2)			
五大産業	1	11	3	15			1	6(3)	2(2)	9(4)			
小計	13	58	17	88	1	8	31(10)	6(3)	6(3)	46(13)			
河辺清掃社	1	3	1	5			1	2(1)		3(1)			
合計	14	61	18	93	1	9	33(11)	6(3)	6(3)	49(14)			

平成19年度

業者名	従業員数				小型			中型			大型	車両台数 計	記事 ()は浄化槽専用台数
	事務員	運転手	作業員	計	~1.8kℓ			~3.7kℓ			~10.0kℓ		
環境システム	3	5	8	16	1		5		1(1)	7(3)			
衛生社	2	5	3	10			1	6		7			
千秋産業	3	4	3	10			2			4			
北部清掃	2	13	4	19			3	8(2)	3	14(2)			
五大産業	1	10	3	14			1	5(1)	2(2)	8(3)			
小計	11	37	21	69	1	7	26(3)	6(3)	6(3)	40(6)			
河辺清掃社	1	3	1	5			1	2(1)		3(1)			
合計	12	40	22	74	1	8	28(4)	6(3)	6(3)	43(7)			

平成28年度

業者名	従業員数				小型			中型			大型	車両台数 計	記事 ()は浄化槽専用台数
	事務員	運転手	作業員	計	~1.8kℓ			~3.7kℓ			~10.0kℓ		
環境システム	2	4	3	9			1	3	1	5			
衛生社	2	4	4	10			1	5		6			
千秋産業	2	2	2	6			2			3			
北部清掃	2	8	2	12			2	7(3)	2(2)	11(5)			
五大産業	1	8	3	12			0	4(2)	1(1)	7(4)			
小計	9	26	14	49	1	8(1)	19(5)	4(3)	4(3)	32(9)			
河辺清掃社	1	3	1	5			1(1)	2(1)		3(2)			
合計	10	29	15	54	1	9(1)	21(4)	4(3)	4(3)	35(11)			